

一般社団法人日本メディア英語学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本メディア英語学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県新見市西方 1263-2 新見公立大学 健康科学部内におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、英語とメディアに関わる学際的・総合的な研究および教育活動を行うとともに、その成果を社会に発信し、よって学術文化の発展に寄与するとともに、社会的な貢献を積極的に果たしていくことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 研究発表会および学術講演会等の開催
 - (2) 学会誌および学術図書の刊行
 - (3) 関連学協会との連絡および協力
 - (4) 研究および調査
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員の種別は、つぎのとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 メディア英語に関心を有する者で、この法人の目的に賛同し、定められた会費を納める者
- (2) 賛助会員 この法人の目的事業に賛同し、定められた会費を納める者
- (3) 特別会員 この法人の事業を後援し、定められた会費を納める者
- (4) 名誉会員 メディア英語普及および促進に貢献し且つこの法人に対し特に功労のあったもののうちから社員総会の決議をもって推薦する者

(正会員、賛助会員、特別会員の資格の取得)

第6条 正会員、賛助会員、特別会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員、特別会員になった時および毎年、正会員、賛助会員、特別会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の特典)

第8条 会員（正会員、賛助会員、特別会員、名誉会員）は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。

(任意退社)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員がつぎのいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員数の3分の2以上の決議を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき
(会員資格および社員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、つぎのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を 3 年以上滞納したとき
 - (2) 死亡、失そう宣告ならびに団体会員の解散
- 2 正会員は、会員としての資格を喪失したときに、同時に社員としての資格も喪失する。
(既納会費の返還)

第 12 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、つぎの事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 事業報告書および収支決算書の承認
- (6) 事業計画書および収支予算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散および残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催および招集)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 か月以内に理事が招集する。

- 2 臨時社員総会は、理事が必要と認めたときは、いつでも招集することができる。
- 3 社員総会の招集は少なくとも 2 週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時、場所、書面によって議決権を行使できる旨を記載した書面をもって通知する。
- 4 理事は、総正会員数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して社員総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第 16 条 定時社員総会の議長は、代表理事とし、臨時社員総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会は、正会員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き決議をすることができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ議決権を行使した者は、出席とみなす。

- 2 社員総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項およびこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって行う。
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 2 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま

での者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(議決事項の通知)

第 20 条 社員総会の議事の要項および決議した事項は、会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設置)

第 21 条 この法人には、つぎの役員をおく。

理事 9 名以上 13 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 23 条 理事は、理事会を組織し、法令およびこの定款に定める事項を決議し執行する。

2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 この法人の役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 役員は、この法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中といえども社員総会の決議により、これを解任することができる。ただし監事を解任する場合は総正会員数の 3 分の 2 以上の決議により行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することが出来る。

第6章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、つぎの職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
(招集)

第 30 条 理事会は、年 4 回以上、理事が招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 35 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事がつぎの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 第 1 項の書類のほか、つぎの書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- 3 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の決議および社員総会の承認を受けて、翌年度に繰り越すものとする。

- 4 会員は、剰余金または残余財産の分配を受けることができない。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 36 条 この法人の定款は、社員総会において、総正会員数の 3 分の 2 以上の決議を経なければ変更することができない。

(解散)

第 37 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人の解散に伴う残余財産は、社員総会決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 39 条 この法人の公告は、官報による。

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は石上文正とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、2016 年 10 月 30 日の社員総会にて一部変更された（第 1 章 総則 第 2 条）。

5 この定款は、2024 年 10 月 13 日の社員総会にて一部変更された（第 1 章 総則 第 2 条、第 5 章 役員の設置 21 条）。